

第4回宇宙法制小委員会 議事要旨

1. 日時：平成27年6月23日（火） 10：00－11：25
2. 場所：中央合同庁舎8号館8階 特別大会議室
3. 出席者
 - (1) 委員
　　鎌田座長、青木座長代理、浅田委員、宇賀委員、櫻井委員、下村委員、白井委員、安岡委員
 - (2) 政府側
　　中村宇宙戦略室審議官、内丸宇宙戦略室参事官、森宇宙戦略室参事官、末富宇宙戦略室参事官、奥野宇宙戦略室参事官、恒藤宇宙戦略室参事官
4. 議事要旨

宇宙法制に関する基本的考え方について、資料1及び資料2に基づいて事務局から説明を行った。

各論点について主な意見は以下の通り。

 - 宇宙活動法に関する基本的考え方
 - 個別の許可及び継続的監督の具体的案
 - ①打上げの許可・監督
 - ・事務局より前回内容に加え、前回法制小委員会での委員ご指摘内容を踏まえ、JAXAの開発したロケットの機体とJAXAの運用する打上げ射場については、これまでの開発経緯及び技術的能力等を勘案し、特別な取扱いについて検討をすること及び海外打上げ委託については委託先の打上げ国における賠償資力の確保についてのみ審査を行うことにつき、説明を行った。
 - ・これに対し、JAXAの「特別な取扱い」の意味について質問があり、宇宙活動法を適用しつつ審査の簡便化等について検討を行う旨回答を行った。
 - ・また、有人宇宙輸送機の打上げの許可について将来検討を行うに当たっては、技術的観点のみでなく、法的・社会的観点からも検討を行うべきではないかとの指摘があった。
 - ②再突入の許可・監督
 - ・事務局より前回内容に加え、人工衛星やロケットの上段部を制御して再突入させる場合は、それぞれ人工衛星の管理、打上げの枠組みで安全確保等のために所要の措置を講じることとすることにつき、説明を行った。
 - ・これに対し、再突入場の運営の扱いについて、「国内で運営が可能か」「許可基準を制定することが可能か」等につき議論を行った。
 - ③人工衛星の管理の許可・監督
 - ・事務局より前回内容に加え、前回法制小委員会での委員ご指摘内容を踏まえ、国の許可を受けなければならない者とは、人工衛星の管制行為に係る決定権を実質的に有する者とし、前者のいわば「手足」として活動する者は含まないものとすることにつき、説明を行った。
 - ・これに対し、今後具体的にどのようなケースが管制の決定権者に該当するのか個別具体的な事例に当てはめて解釈を明確にすべきではないか、との指摘があった。

○第三者損害賠償制度について

- ・第三者損害賠償制度について、事務局より前回同様の説明を行った。
- ・これに対し、打上げの始期、終期と責任集中や第三者損害賠償保険の範囲との関係について、今後整理を行う必要について指摘があった。

●衛星リモートセンシング法等に関する基本的考え方

○衛星リモートセンシング政策を推進する意義

- ・事務局より近年民間の衛星リモートセンシング技術水準が大きく向上し、衛星の運用・利用が、商業分野にも拡大したことを受け、民生・安全保障の両分野で衛星リモートセンシング・データの利活用を促進し宇宙政策の目標達成を目指す一方、我が国の国益を阻害するような形でデータが利用されることのないよう、政府が衛星画像データを適切に管理するための法制度を整備する必要があることにつき、説明を行った。
- ・これに対し、産業振興に資する制度インフラとしての側面と、悪意のある事業者を規制する側面の両方に対応できる体制を作る必要があるとの指摘があった。

○今後法整備を行う上での主な論点

- ・事務局より管理を行うべきデータの範囲については継続して検討を行うこととし、行為の範囲については、衛星リモートセンシング・データの一次配布及びこれに伴う行為を許可の対象とすること、行為者の範囲については、我が国のリモートセンシング衛星センサ管理者及び画像データの一次配布者とすること等につき、説明が行われた。
- ・これに対し、一次データの配布先からの再配布者に対する規制の在り方について検討が必要ではないかとの指摘があった。
- ・また、許可制度を制定する上では、審査基準を明確化し、事業者に対して、予見可能性を与えること及びガイドライン等を整備し、迅速に対応できる体制を作るべきとの指摘があった。

○今後検討すべき事項

- ・事務局より①政府における法律の執行体制の在り方 ②安全保障・民生両分野における利用促進と管理強化のバランス ③データ管理の方法を検討する上での外交政策的観点の考慮 ④管理を行うべき行為者における適切なデータ管理の担保 ⑤リモートセンシング衛星本体に係る輸出管理 ⑥衛星本体を海外に売却することにより法規制を迂回する者への対応等が、今後の検討事項として想定される旨説明を行った。
- ・これに対し、宇宙活動法との役割分担については引き続き検討が必要であるとの指摘があった。

以上